

企業経営力アップ人材育成支援事業実施要領

1 目的

地域経済の担い手である中小企業が人材育成の取組として、経営者及び従業員（以下「従業員等」という。）の経営管理能力や技術力・技能の向上を図るために従業員等が国内の公私機関（行政機関、企業等）において実施される専門的な研修等（以下「研修等」という。）に参加したり、生産技術や管理技術等の向上を図るために専門家等を招聘して研修等を開催するために要する経費の一部を助成する。

2 事業内容

(1) 対象となる中小企業等

宮崎県内に主たる事務所又は、従たる事業所があり、中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号）第 2 条の規定に該当する法人等とする。ただし、国家資格及び公的資格により事業を営む個人事業者は対象としない。

(2) 助成対象となる研修・経費・助成率

人材育成のための取組に要する経費のうち、別表に掲げるものとし、原則として助成決定後に支払いを行った経費の額が領収書等により証明されるものに限る。

(3) 助成対象期間

1 年度内の 2 月末までに実施される研修・セミナー等を対象とする。

(4) 助成金の公募期間

助成金の公募期間は、当機構のホームページで公示する。ただし、予算額に達した場合は、公募を中止する。

(5) 助成金交付の決定

申請書の内容に基づき、内容の適否を判断して助成金交付の可否を決定する。
ただし、1 年度内の 1 中小企業等に対する助成金交付決定回数は 1 回とする。

(6) 助成金の支払方法

事業終了後、助成金の交付額を確定した後、原則として精算払いとする。

3 申請及び実績報告

企業経営力アップ人材育成支援事業助成金交付申請書により申し込む。

附則 この要領は、平成25年4月22日から施行する。

附則 この要領は、平成26年4月21日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月10日から施行する。

附則 この要領は、平成28年5月11日から施行する。

附則 この要領は、令和元年12月11日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月5日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の助成金から適用する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

事業内容	助成対象 経費	助成率	助成上限額
① 研修等参加事業 企業の従業員等の経営管理能力や技術力の向上を図るための公的機関やセミナー・研修等を業とする民間企業等が実施する専門的な研修等への参加	受講料 参加費 負担金 旅費	1/2 以内 (2/3) (注 2)	5 万円 (10 万円) (注 2) (15 万円) (注 3)
② ものづくり企業技能等向上研修事業 ものづくり企業の従業員等の技能の向上を図るための公的機関や民間企業での研修の受講や、技術者の研究開発促進、技術向上を図るための研究機関や大学等への派遣	受講料 参加費 負担金 旅費	1/2 以内 (2/3) (注 2)	5 万円 (10 万円) (注 2) (15 万円) (注 3)
③ 社内研修・企業間等の連携研修開催事業 専門家等の招聘による企業の生産技術や管理技術等の向上を図るための社内研修及び県内企業間もしくは企業と関係機関との連携による研修等の開催	講師謝金 講師旅費 会場借上料	1/2 以内 (2/3) (注 2)	10 万円 (20 万円) (注 2)

※①②③を併せて申請できるが、一申請当たりの上限額は、いずれかの高い方の額とする。

注 1) 旅費は、宮崎県内（中小企業大学校人吉校を含む。）の交通費（公共交通機関を利用し、最も効率的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費）と宿泊費（助成対象額は 1 泊 1 万円以内）とする。

注 2) 助成率及び助成上限額の（ ）内は、当機構の賛助会員企業に適用する。

注 3) 助成上限額の（ ）内は、ひなた M B A 又は中小企業大学校人吉校が実施する研修に参加する賛助会員企業に適用する。

注 4) 助成金の額は助成対象経費に補助率を乗じて千円未満を切り捨てた額とする。

注 5) 従業員等の資格取得を目的とするものについては、申請企業の事業計画に沿って企業の生産性向上に寄与することが見込まれるものに限る。